

基本目標Ⅲ 男女が互いを尊重し 大切にする社会づくり

施策の体系

●：重点事業

★：新規事業

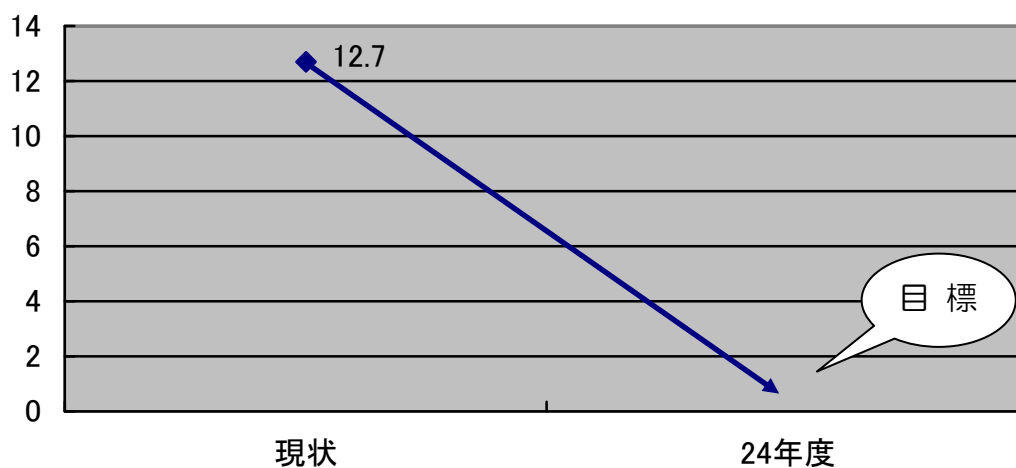
施策の方向	取り組むべき施策	施策・事業	ページ
4 女性に対する暴力根絶への取組	(1) 女性に対する暴力防止のための啓発	○ 女性に対する暴力防止のための啓発 ● ★DV 根絶強化月間の実施	75 76
	(2) 配偶者からの暴力の被害者への支援体制の強化	○ ★配偶者暴力相談支援にかかる基本計画の策定と推進 ● ★配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実 ○ 女性に対する暴力防止のための啓発 ○ ★DV 根絶強化月間の実施 ○ 関係機関との連携	77 77 79 79 80
5 男女の生涯にわたる健康づくり	(1) ライフステージに応じた健康支援	● ★男女の年代ごとの健康支援 ○ 若者への性教育の充実	81 82

基本目標Ⅲ 男女が互いを尊重し大切に作る社会づくりの目標値

配偶者などからの暴力を受けたことのある女性を減らします

平成18年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると、過去2年間に女性の人権を著しく侵害する配偶者からの暴力（DV）を受けたことのある女性の割合は12.7%で、本市の女性の10人に1人以上が配偶者などからの暴力を受けているという結果でした。平成17年に内閣府が行った調査によると、過去5年間に配偶者などから暴力を受けた経験のある女性の割合は14.1%で、単純な比較はできないものの、宇都宮市は国の水準を若干下回っている状況にあります。

男女の人権が尊重される社会をつくるための取り組みを積極的に行い、この割合少しでも多く減らし、限りなく0%に近づけることを目標とします。



指標	現状	平成24年度
配偶者などからの暴力を受けたことのある女性の割合	12.7%	0%に近づける

施策の方向 4

女性に対する暴力根絶への取組

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）やセクシュアル・ハラスメントなど、女性の人間としての尊厳を損なうさまざまな形の暴力が存在しており、早急に対応する必要があります。女性に対する暴力の背景には、性別による固定的な役割分担、経済力の格差など、男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題があると考えられています。したがって、被害者への支援はもとより、人権尊重の教育や啓発が重要です。

特に配偶者からの暴力は、社会的問題として顕在化しており、暴力の予防から被害者の保護と自立支援まで、一貫した支援が必要です。

取組むべき施策 1

女性に対する暴力（DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、売買春、人身売買など）防止のための啓発

DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、売買春、人身売買など、女性に対するあらゆる暴力を防止するための各種啓発事業を行い、女性に対する暴力の未然防止に努めます。

3.0 女性に対する暴力防止のための啓発

対象：全市民

女性に対するあらゆる形態の暴力を防止するための啓発を行います。

○ 講座・講演会の開催

講座や講演会などにより、女性に対する暴力が犯罪であり、重大な人権侵害であることへの理解を広めます。

○ リーフレットなどによる啓発

男女共同参画情報誌や広報うつのみや、女性に対する暴力防止のリーフレットなどにより広く市民への啓発を行います。

○ 若者向けの啓発

高校生や大学生を対象に、若者への暴力防止教育〔デート DV（恋人間などの暴力）防止講座〕を実施し、若い頃から暴力の芽を育てないための教育を行います。

また、デート DV 防止パンフレットを成人式において配布し、暴力に対する‘気づき’を促します。

3 1 DV根絶強化月間の実施

対象：全市民

重点

新規

DV は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの社会的認識を広める必要があります。このため、市では、宇都宮市配偶者暴力相談支援センター設置に併せて、女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）および、国における女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）が実施される11月を「うつのみやDV根絶強化月間」とし、講演会・パネル展示・広報うつのみやへの啓発記事の掲載・パープルリボン・プロジェクトなど、あらゆる機会を捉えて啓発事業を行うとともに、活動を全市に広め、DVの未然防止と被害者支援への理解を深めます。

Whats?

なぜ?なに?

パープルリボン・プロジェクト

1994年にアメリカで始まった運動で、現在は国際的なネットワークに発展しています。紫色のリボン（パープルリボン）を身に着けることで、DVをなくしたい、被害者の安全を守りたいという意思表示につながります。

指標名	平成19年度見込み	平成24年度見込み
DV根絶強化月間中の啓発事業数	—	3事業

取組むべき施策 2

配偶者からの暴力の被害者への 支援体制の強化

3.2 配偶者暴力相談支援にかかる基本計画の策定と推進 対象：全市民

新規

平成20年1月の改正DV防止法の施行を受け、市町村においても基本計画の策定が努力義務とされたことから、配偶者からの暴力の予防から被害者の自立支援まで、一貫した対策を講ずるための基本計画を平成20年度に策定し、推進します。

3.3 配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実 対象：全市民

重点

新規

市民意識調査によると、配偶者からの暴力を受けた女性の約7割がだれにも相談をしていませんでした（16ページ参照）。一方、相談した人の相談先として、公共の相談窓口相談した人は約2割で、5年前の調査から約18ポイントも上昇しました（16ページ参照）。こうしたことから公的な相談窓口の体制を充実・強化し、広く一般に周知する必要があると考えます。

そうした中、平成20年1月の改正DV防止法の施行を受け、市町村においても配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされたことから、平成20年度から宇都宮市女性相談所において配偶者暴力相談支援センター業務を開始し、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための相談や自立支援を行います。

○ 配偶者暴力相談支援センターの設置と相談の充実

配偶者暴力相談支援センターを設置することで、暴力について相談できる体制を充実します。被害者自身が、暴力は重大な人権侵害であることに気づき、自身の自尊感情を高めるための適切な助言・指導を行います。また、可能な限り既相談者へのフォロー相談も行います。

○ 相談員の質の向上

相談員の不適切な対応により被害者に更なる被害（二次的被害）を及ぼすことのないよう、研修を充実し資質の向上に努めます。また、相談員の心理的負担等が多いことから、相談体制の整備に努めます。

○ 外国人被害者への適切な対応

外国人のDV被害者は、被害者であることと外国人であることの二重の困難を抱えていることから、国際交流プラザなどの関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

○ 女性のためのカウンセリングの実施

DV被害者は、その経験から精神的に不安定な状態にあることが多いことから自立に向けたカウンセリングを実施し、心理的な支援を行います。

指標名	平成19年度見込み	平成24年度見込み
女性のためのカウンセリング実施回数	年23回	年35回

○ 女性のための法律相談の実施

配偶者との離婚など、法的な支援が必要な被害者のために、女性弁護士による法律相談を実施します。

○ DV 被害者支援ボランティアによる支援 **新規**

DV 被害者支援ボランティア養成講座を受講したボランティアにより、裁判所への同行や引越しの手伝いなど、被害者の日常生活支援を行います。

3 0 女性に対する暴力防止のための啓発（再掲） **対象：全市民**

女性に対するあらゆる形態の暴力を防止するための啓発を行います。

○ 講座・講演会の開催

講座や講演会などにより、女性に対する暴力が犯罪であり、重大な人権侵害であることへの理解を広めます。

○ リーフレットなどによる啓発

男女共同参画情報誌や広報うつのみや、女性に対する暴力防止のリーフレットなどにより広く市民への啓発を行います。

○ 若者向けの啓発

高校生や大学生を対象に、若者への暴力防止教育〔デート DV（恋人間などの暴力）防止講座〕を実施し、若い頃から暴力の芽を育てないための教育を行います。

また、デート DV 防止パンフレットを成人式において配布し、暴力に対する‘気づき’を促します。

3 1 DV根絶強化月間の実施（再掲） **対象：全市民** **新規**

DV は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの社会的認識を広める必要があります。このため、市では、宇都宮市配偶者暴力相談支援センター設置に併せて、女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）および、国における女性に対

する暴力をなくす運動（11月12日～25日）が実施される11月を「うつのみやDV根絶強化月間」とし、講演会・パネル展示・広報うつのみやへの啓発記事の掲載・パープルリボン・プロジェクトなど、あらゆる機会を捉えて啓発事業を行うとともに、活動を全市に広め、DVの未然防止と被害者支援への理解を深めます。

3.4 関係機関との連携 対象：関係機関

DV被害者の相談、保護、自立支援等さまざまな段階において、関係機関と緊密に連携し、迅速・適切な対応を行います。

○ 民間シェルターとの連携

民間シェルターに対し、運営費補助金や自助グループ事業補助金などの援助を行い、連携して被害者の保護および自立支援を行います。

○ DV対策関係機関ネットワーク会議による連携

関係機関が共通の認識を持ってDV被害者への的確な対応を行うため、警察署・婦人相談所・民間シェルターなどの関係機関からなる「DV対策関係機関ネットワーク会議」を運営し、連携の強化を図ります。

○ 宇都宮市DV防止庁内連絡調整会議の運営

庁内の関係部署が共通の認識を持ってDV被害者への的確な対応を行うため、「宇都宮市DV防止庁内連絡調整会議」を運営し、事例検討などを行います。

施策の方向 5

男女の生涯にわたる健康づくり

男性も女性も、互いの身体的特質を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提であるといえます。

男女がともに身体について正しい情報を入手し、生涯を通じて健康を享受できるよう、男女の健康づくりを支援します。

取組むべき施策 1

ライフステージに応じた健康支援

男女とも、自身のライフステージによって健康上の問題を抱えるため、それぞれのライフサイクルに応じた健康支援を行います。

3.5 男女の年代ごとの健康支援

対象：成人

重点

新規

男女のライフステージや身体的特質の違いに応じた健康支援を行います。

○ 夫婦で聴く健康講座の開催

市民意識調査によると、パートナーから自分の健康について理解してもらっていないと感じる人の割合は女性で約25%にのぼり、男性の8.8%を大きく上回っています（21ページ参照）。こうしたことから、パートナーの健康上の問題や身体上の違いを互いに理解する必要があるため、夫婦で聴く健康講座等を開催します。

指標名	平成19年度見込み	平成24年度見込み
夫婦で聴く健康講座開催回数	—	年2回

○ がん検診の実施

前立腺がん検診・婦人がん検診を実施し、男女の身体的特性による健康被害の早期発見・早期治療を促進します。

○ ママパパ学級の開催

妊婦とその夫を対象に、出産に伴う妊産婦の心と体の変化などについて学ぶ、ママパパ学級を開催します。

○ 妊婦健康診査の実施

妊娠・出産は、女性の健康にとって大きな節目です。安心して安全に子どもを産むことができるよう妊産婦健康診査の一部を公費で負担することで、健康支援を行います。

○ 不妊に悩む人への支援

不妊に悩む男女が多いことから、不妊に悩む人への財政的援助（不妊治療費助成）を行います。

1.2 若者への性教育の充実（再掲）

対象：中学生・高校生

思春期の若者が性と健康に関する正しい知識や情報を入手し、自らの性と健康を守るための望ましい行動が取れるような資質や能力を養います。

○ 「性教育サポート事業」の実施

中学3年生を対象に、産婦人科医師が講話する「性教育サポート事業」を全校で実施します。

○ 出前講座の実施

職員が中学校・高校等に出向き、性に関する正しい知識の教育と、エイズを含む性感染症の予防教育を行う「性といのちに関する健康教育出前講座・エイズ予防教育出前講座」を実施します。

